（更生債権等の届出の方式・法第百三十八条）

第三十六条　［略］

［2・3　略］

4　更生債権等が執行力ある債務名義又は終局判決のあるものであるときは、前項に規定する届出書に、執行力ある債務名義の写し（債務名義が電磁的記録をもって作成された執行証書（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十二条第五号に規定する執行証書をいう。）である場合にあっては、公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第四十三条第一項第二号の書面（公正証書に記録されている事項の全部を出力したものに限る。）又は判決書の写しを添付しなければならない。

［5　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（破産債権の届出の方式・法第百十一条）

第三十二条　［略］

［2・3　略］

4　前項の届出書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

［一　略］

二　破産債権が執行力ある債務名義又は終局判決のあるものであるときは、執行力ある債務名義の写し（債務名義が電磁的記録をもって作成された執行証書（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十二条第五号に規定する執行証書をいう。）である場合にあっては、公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第四十三条第一項第二号の書面（公正証書に記録されている事項の全部を出力したものに限る。）又は判決書の写し

［三　略］

［5　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）附則第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（民事訴訟規則等の一部を改正する規則の一部改正）

第二条　民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和六年最高裁判所規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第五条中民事執行規則第二十条の改正規定を次のように改める。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電磁的方法による情報の提供等） **第三条**　裁判所（破産裁判所を含む。以下この項において同じ。）は、書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者が当該書面に記録されている情報の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を有している場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第四十六条第一項第二号において同じ。）であって裁判所の定めるものにより裁判所に提供することを求めることができる。 ［2　略］	（電磁的方法による情報の提供等） **第三条**　裁判所（破産裁判所を含む。以下この項において同じ。）は、書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者が当該書面に記録されている情報の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）を有している場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第四十六条第一項第二号において同じ。）であって裁判所の定めるものにより裁判所に提供することを求めることができる。 ［2　同上］
（公証人法第四十八条第一項の最高裁判所規則で定める執行証書の正本等の送達方法） **第二十条**　［略］ ［2～6　略］	（公証人法第四十八条第一項の最高裁判所規則で定める執行証書の正本等の送達方法） **第二十条**　［同上］ ［2～6　同上］